

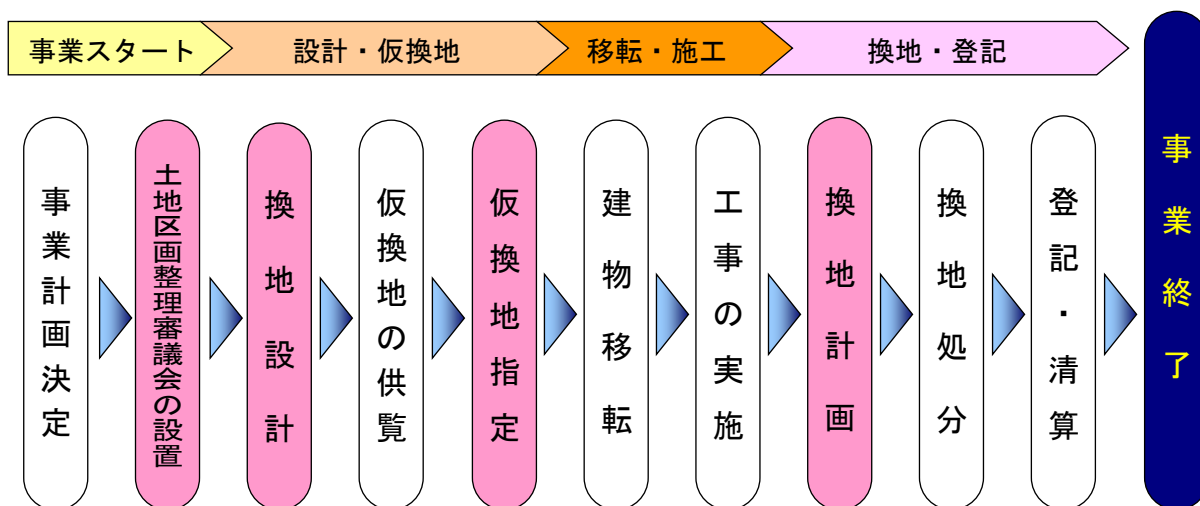
# 土地区画整理審議会について

# 土地区画整理審議会について

## 1. 土地区画整理審議会とは

土地区画整理審議会は審議会委員（地権者の代表と学識経験者）により組織され、市が作成する宅地の再配置案等について、ご意見を頂きつつ、その内容を市と審議会委員でお互いに確認し合いながら事業を適正に運営していくことを目的とした機関です。

### ■ 審議会の関わり方



## 2. 審議会の組織

名称：「船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理審議会」

委員定数：選挙により選出される委員 8人（権利者）

市長が選任する学識経験委員 2人

（都市計画や土地区画整理事業に精通し、地区の状況を十分把握されている方）

任期：5年

### 3. 審議会の役割

公共団体施行による土地区画整理事業の場合は、土地区画整理法第56条により、施行者の諮問機関として、事業ごとに土地区画整理審議会を設置することとされ、審議会は仮換地の指定、換地計画等に関する事項について、法に定めるところにより、意見を述べ若しくは同意をする権限を有します。

土地区画整理審議会の会議は、委員の半数以上の出席で成立し、その議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は会長が決定します。

#### ■ 法に定める審議会での主な審議事項

##### ① 施行者が審議会の**意見**を聴かなければならない事項

- (1) 仮換地の指定をしようとするとき
- (2) 換地計画を作成しようとするとき
- (3) 換地計画を変更しようとするとき
- (4) 換地計画の縦覧期間中に利害関係者から意見書の提出があった場合、その内容を審査するとき
- (5) 減価補償金の各権利者別の交付額を決定しようとするとき

※当地区は該当しない予定

##### ② 施行者が審議会の**同意**を得なければならぬ事項

- (1) 土地評価を行うための評価員を選任するとき
- (2) 換地計画において特別の宅地について特別の定めをするとき
- (3) 保留地を決定するとき  
など

### 4. 土地区画整理審議会委員の報酬

報酬額：日額9,800円

## ○仮換地指定の軽微な変更の取り扱いについて

(第6回審議会(平成8年10月29日開催)議案第9号)

土地区画整理法第98条第3項の規定により審議会に諮問した仮換地指定を修正して仮換地を行う場合、または同法同条第4項若しくは第5項の規定により施行した仮換地の指定を変更する必要がある場合において、下記に掲げる事由に伴う軽微な修正または変更については、施行者限りにおいて措置する。

ただし、修正または変更した事項は、事後の審議会において報告するものとする。

### 記

- 1 従前の宅地の地番、地目及び地積の変更によるもので、仮換地の実質を変更しないもの。
- 2 所有権又は借地権等の移転によるもので、仮換地の実質を変更しないもの。ただし、仮換地指定が行われていれば、法第129条(処分、手続等の効力)の権利義務の承継に基づくものとする。
- 3 従前の宅地の合併によるもので、仮換地の実質を変更しないもの。
- 4 仮換地の指定又は仮換地指定通知書の明らかな記載の誤りを訂正するもの。
- 5 新たな借地権等の登記又は申告によるもので、その借地権等の存在する宅地又はその部分が一筆の全部又は地主自用地の全部であり、仮換地について指定する借地権等の目的となるべき宅地又はその部分が仮換地の全部又は地主自用地の全部となるとき。
- 6 借地権等の消滅によるもので、借地権等の目的となるべき宅地の仮換地を定める必要がなくなったとき。
- 7 従前の宅地の分割によるもので、分割された土地の区域が、先に登記又は申告のあった借地権等の目的となるべき宅地の部分と合致するとき。
- 8 仮換地の指定後において関係権利者から提出された仮換地協議変更願等による仮換地の指定の変更で、他の仮換地に影響を及ぼさないもので施行者が認めたもの。
- 9 画地確定計算の結果において、仮換地の地籍を訂正するもの。

# 土地区画整理審議会の運営規則について

## ○船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理事業施行条例（平成3年船橋市条例第12号）第9条に規定する船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長等の選挙)

第2条 会長の選挙は、指名推選の方法によって行う。ただし、これにより難しい場合は、記名投票又は無記名投票によって行うことができる。

2 前項の規定は、会長の職務を代理する者の互選について準用する。

(議長)

第3条 会議は、会長が議長となり、議事を整理する。

(委員の参集)

第4条 委員は、招集の日時に指定の議場に参集しなければならない。

2 委員は、事故のため出席できないときは、開会の時までにその旨を会長に届け出なければならない。

(退席)

第5条 委員は、会議中に退席しようとするときは、その旨を告げて議長の承認を受けなければならない。

(平14規則51・旧第6条繰上)

(発言)

第6条 発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならない。

(平14規則51・旧第7条繰上)

(議案の説明等)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、市長又は関係職員に出席を求め、議案の説明及び意見又は報告を求めることができる。

(平14規則51・旧第8条繰上)

(参考人の意見等の聴取)

第8条 審議会において必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(平14規則51・旧第9条繰上)

(採決の宣言)

第9条 議長は、採決しようとするときは、その旨を宣言する。

(平14規則51・旧第10条繰上)

(採決)

第10条 議案の採決は、挙手により行う。ただし、議長が必要があると認めるときは、記名投票又は無記名投票によって行うことができる。

(平14規則51・旧第11条繰上)

(議事録の作成)

第11条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (2) 議事に参与した職員及び参考人の氏名
- (3) 開会、休憩、議事の中止及び閉会の日時

(4) 議事の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要があると認める事項

2 議事録には、会長のほか、会長がその都度指名する委員2人が署名しなければならない。

(平14規則51・旧第12条繰上)

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平14規則51・旧第13条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年6月28日規則第51号)

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

## 土地区画整理審議会の公開について

## ○船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱

附属機関等の会議の公開実施要綱（平成14年船橋市要綱）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号。以下「条例」という。）第26条に規定する附属機関及びこれに準ずるもの（以下「附属機関等」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開催の周知）

第2条 附属機関等を所管する課長等（以下「所管課長」という。）は、会議の開催が決定した場合は、速やかに、次に掲げる方法により会議の開催を周知するものとする。

- (1) 遅くとも会議開催の1週間前までに会議の開催に係る書面（第1号様式）を所管課等のホームページに掲載すること。ただし、緊急に会議を開催するときは、会議開催の決定後遅滞なくこれを行うこととする。
- (2) 会議（全部を非公開で行うものを除く。）を行う場合において開催場所となる施設に会議の開催の周知のための設備があるときは、当該会議の名称、日時及び場所を記載すること。
- (3) その他必要に応じて、市広報への掲載等を行うこと。

2 前項第1号の規定による会議の開催に係る書面の掲載は、当該会議の開催日の属する月の末日又は第8条第1項の規定による会議概要（第2号様式）の公表の日のうちいずれか遅い日まで行うものとする。

（公開で行う会議の会場）

第3条 附属機関等は、会議を開催する場合であって、多数の傍聴希望者が予想されるときは、傍聴者数を考慮した会場での開催に努めるものとする。

（会議を非公開とする決定）

第4条 附属機関等は、条例第26条各号のいずれかに該当する場合は、会議の非公開を決定することができる。ただし、第1回目の会議開催前等で附属機関等において決定することができないときは、所管課長が会議の非公開を決定することができる。

（傍聴者の決定等）

第5条 定員を超える傍聴希望者がある場合の傍聴者の決定は、先着順、抽選等公平かつ合理的な方法で行うものとする。

2 前項の場合において、個人情報収集するときは、傍聴者の決定の目的を達成するために必要な範囲内に限り収集するものとする。

(一部を非公開とする会議)

第6条 附属機関等は、会議の一部を非公開とする場合は、原則として公開する審議等を先に行うものとし、事前にその旨を傍聴者に周知するものとする。

2 会長は、非公開の審議等を行う場合は、傍聴者に退席を求めなければならない。

(会議資料の配布等)

第7条 附属機関等は、会議を行う場合は、傍聴者に会議に関する資料を配布するものとする。ただし、作成に多額の費用を要し、又は配布が困難な物については、傍聴席に備え、閲覧できるようにすることができる。

2 前項の場合において、条例第7条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)が含まれているときは、当該不開示情報を除くものとする。

(会議録等の公表)

第8条 附属機関等は、公開・非公開にかかわらず、会議終了後おおむね1週間以内(特別の事情がある場合にあつては、市長が定める期間内)に会議概要を作成し、公表するものとする。ただし、会議の内容が大量であることその他会議概要を作成し、公表することが困難であるときは、この限りでない。

2 附属機関等は、公開・非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録(第3号様式)を作成するものとする。ただし、会議の内容が大量であることその他会議録を作成することが困難なときは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)等に記録しておくことができる。

3 附属機関等は、前項本文の規定により会議録(全部を非公開で行う会議に係るものを除く。)を作成した場合は、遅滞なく会議録及び傍聴者配布用資料を公表するものとする。この場合において、非公開の審議等に係る部分の会議録の議事の部分については、次の各号のいずれかに該当するときは除き、公表に際し、その記載を省略することができる。

(1) 会議を開催した結果、予定していた不開示情報がなかったとき。

(2) 会議録における不開示情報を容易に区分して除くことができるとき。

(3) 会議が終了した後、相当の期間が経過したこと等により、不開示情報に該当しなくなったとき。

(4) その他公表することが適当であると附属機関等が認めたとき。

- 4 前項の場合において、前条第1項ただし書の規定により閲覧に供した物があるときは、当該閲覧に供した物も併せて公表するよう努めるものとする。
- 5 附属機関等は、第2項本文の規定により会議録（全部を非公開で行う会議に係るものに限る。）を作成した場合において、第3項各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく会議録を公表するものとする。
- 6 第1項の規定による会議概要及び前3項の規定による会議録等の公表は、所管課等のホームページへの掲載及び行政資料室での配架とし、当該公表を行った日の属する年度の翌々年度の末日まで行うものとする。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

（実施状況の公表）

第9条 市長は、毎年1回、会議の公開に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行し、同日以後に開催が決定した会議について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行し、同日以後に開催が決定した会議について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に開催が決定した会議について適用する。

第1号様式

平成〇〇年度第〇〇回〇〇〇〇会議の開催

- 1 開催日時
- 2 開催場所
- 3 傍聴者の定員（全部を非公開で行う会議の場合を除く。）
- 4 傍聴の申込方法（全部を非公開で行う会議の場合を除く。）
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
- 6 問い合わせ先
- 7 特記事項

第2号様式

平成〇〇年度第〇〇回〇〇〇〇〇審議会会議概要

(平成〇〇年〇〇月〇〇日作成)

- 1 開催日時
- 2 開催場所
- 3 出席者
  - (1) 委員
  - (2) 事務局
  - (3) その他
- 4 欠席者
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
- 6 傍聴者数（全部を非公開で行う会議の場合を除く。）
- 7 決定事項
- 8 その他
- 9 問い合わせ先

第3号様式

平成〇〇年度第〇〇回〇〇〇〇〇審議会会議録

(平成〇〇年〇〇月〇〇日作成)

- 1 開催日時
- 2 開催場所
- 3 出席者
  - (1) 委員
  - (2) 事務局
  - (3) その他
- 4 欠席者
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
- 6 傍聴者数
- 7 決定事項
- 8 議事

審議経過、結論等が明確となるよう作成し、原則として個々の発言者氏名及び発

言内容の要旨を記載してください。

- 9 資料・特記事項
- 10 問い合わせ先

## ○船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理審議会運営規約

(趣旨)

第1条 この規約は、船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理審議会運営規則（平成6年船橋市規則第61号）第12条の規定に基づき、船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会を非公開とする決定)

第2条 会長は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第26条各号に該当するか否かを関係職員の見解を聴いて決定する。

(非公開の審議等に係る部分の議事録の議事の部分の公表)

第3条 会長は、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱（平成23年船橋市要綱）第8条第3項各号に該当するか否かを議事録署名委員の見解を聴いて決定する。

附 則

この規約は、平成6年10月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年12月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年7月29日から施行する。

## ○船橋市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第26条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるものの会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

### ※不開示情報（第7条）

- 1 法令等により公にできない情報
- 2 個人に関する情報
- 3 法人等に関する情報
- 4 公共の安全に関する情報
- 5 審議・検討・協議事項
- 6 事務・事業の遂行に関する情報